

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年 8月11日
【会社名】	株式会社東祥
【英訳名】	TOSHO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沓名 俊裕
【本店の所在の場所】	愛知県安城市三河安城町 1丁目16番地 5
【電話番号】	(0566) 79-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 桑添 直哉
【最寄りの連絡場所】	愛知県安城市三河安城町 1丁目16番地 5
【電話番号】	(0566) 79-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 桑添 直哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目 8番20号)

1【提出理由】

当社は平成26年8月11日開催の取締役会において、平成26年10月1日を効力発生日として、当社のホテル事業を会社分割により分社化し、新たに設立いたしますA Bホテル株式会社に承継することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 新設分割の目的

当社は現在スポーツクラブ事業及びホテル事業、不動産事業を3本の柱として事業展開を行っておりますが、各事業におけるお客様のニーズは常に変化している状況であり、これら経営環境の変化に適切に対処できる体制の確保を目的にホテル事業を分社化し収益責任体制の一層の明確化を図るとともに、意思決定の迅速化及び機動力の向上による経営効率の更なる向上を図り、競争力、収益力の強化を行ってまいります。

(2) 新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割（簡易分割）です。なお、本会社分割は、会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の承認は省略致します。

(3) 新設分割に係る割当ての内容

新設会社は本会社分割に際して発行する普通株式2,000株を、すべて当社に割当てます。

(4) その他の新設分割計画の内容

新設分割に係る日程

分割計画承認取締役会 平成26年8月11日

分割予定日（効力発生日） 平成26年10月1日（予定）

その他の内容

当社が平成26年8月11日開催の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後述の新設分割計画書のとおりです。

(5) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

上記割当て株式数については、本会社分割が当社が単独で行う新設分割であり、新設会社が発行する株式のすべてが当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金等を考慮し、決定したものであります。

(6) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	A Bホテル株式会社
本店所在地	愛知県安城市三河安城町一丁目16番地5
代表者の氏名	代表取締役社長 沓名俊裕
資本金	100百万円（予定）
純資産の額	663百万円（予定）
総資産の額	3,222百万円（予定）
事業内容	ホテル事業

（以下、新設分割計画の内容）

新設分割計画書

株式会社東祥（以下「当社」という。）は、当社のホテル事業部門を新設会社のA Bホテル株式会社（以下「新会社」という。）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割を行う。但し、会社法第805条の規定により、分割計画の株主総会の承認を得ないで新設分割する。会社分割計画は、以下のとおりである。

第1条（新会社の定款）

新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「A B ホテル株式会社 定款」に記載のとおりである。なお、新会社の本店所在地は、次のとおりとする。

愛知県安城市三河安城町一丁目16番地5

第2条（新会社が分割に際して発行する株式）

新会社は、会社分割に際して普通株式2,000株を発行し、その全部を当社に割当交付する。

第3条（新会社の資本金および資本準備金等）

新会社の設立時の資本金および準備金等の額は、次のとおりとする。

資本金の額	金100百万円（予定）
資本準備金の額	金25百万円（予定）
その他資本剰余金の額	株主資本等変動額から資本金の額及び資本準備金の額を控除した額
利益準備金の額	金0円（予定）
その他利益剰余金の額	金0円（予定）

第4条（新会社に承継する権利義務）

新会社は、当社ホテル事業部門の事業に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおり承継する。

第5条（分割期日）

新設分割期日（分割の登記予定日）は、平成26年10月1日（水曜日）とする。但し、新設分割の進行に応じ、必要があるときは、当社、新会社協議のうえ、これを変更することができる。

第6条（新会社の取締役、代表取締役および監査役）

取締役 沓名俊裕、沓名真裕美、沓名一樹
愛知県安城市和泉町上之切16番地2
代表取締役 沓名俊裕
監査役 大見勝仁

第7条（競業避止義務）

当社は、本分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わず、本件事業と競合する事業を行うことができる。

第8条（条件変更）

当社は、本計画作成後、分割期日までの間において、天変地変その他の事由により当社の財政状態または経営状態に重大な変更が生じたときは、本計画書を変更または分割を中止することができる。

第9条（その他の事項）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従い、当社がこれを決定することができる。

以上

平成26年8月11日

愛知県安城市三河安城町一丁目16番地5
株式会社 東祥
代表取締役 沓名 俊裕

[別紙1]

A B ホテル株式会社 定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、A B ホテル株式会社と称し、英文では、A B H O T E L C O . , L T D . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ホテルの経営
2. 飲食店業
3. 温泉施設、浴場施設の経営
4. 不動産賃貸業
5. 宅地建物取引業
6. 建具・家具・什器・ユニットバス・キッチン・トイレ等の住宅設備機器の販売
7. インテリアコーディネート業務
8. 上記に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県安城市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000,000株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行するものとする。

(譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(相続その他の一般承継人に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(特定の株主からの自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第160条第1項の規定により特定の株主から自己の株式の取得を決定するときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(株式割当てによる募集事項等の決定機関)

第10条 当社は、株主に株式(自己株式の処分による株式を含む。)および新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規定)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第 1 3 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 4 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(招集権者および議長)

第 1 5 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 . 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 1 6 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 1 7 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 . 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 1 8 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 . 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 1 9 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 2 0 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 2 1 条 当会社の取締役は、1 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 2 2 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 . 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 . 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 2 3 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 . 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 2 4 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 . 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役会長1名を選定し、また必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第33条 当社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第34条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期はその選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当金)

第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけない。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成27年3月末日までとする。

(設立時役員)

第44条 当社の設立時役員は、次のとおりである。

設立時取締役	查 名 俊 裕
設立時取締役	查 名 真裕美
設立時取締役	查 名 一 樹
愛知県安城市和泉町上之切16番地2	
設立時代表取締役	查 名 俊 裕
設立時監査役	大 見 勝 仁

(法令の準拠)

第45条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

[別紙2]

承継権利義務明細表

新会社は、分割期日において、本分割により当社から、ホテル事業部門(以下「本件事業」という。)に属する資産、負債、契約関係その他の権利義務を承継し、その明細は下記のとおりとする。

なお、対象資産および対象債務の評価は、平成26年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日前日までの増減を加減した資産、負債および権利義務を分割期日において、新会社に承継する。

1. 資産

流動資産

貯蔵品、その他本件事業に係る流動資産

固定資産

有形固定資産

建物、建物附属設備、土地、工具・器具・備品、構築物、機械装置、リース資産、その他本件事業に係る有形固定資産

無形固定資産

電話加入権、ソフトウェア、施設利用権、その他本件事業に係る無形固定資産

投資その他の資産

本件事業に係る投資その他の資産

繰延資産

本件事業に係る繰延資産

2. 負債

流動負債

未払金、前受金、一年内長期借入金、その他本件事業に係る流動負債

固定負債

長期借入金、資産除去債務、その他本件事業に係る固定負債

3. 承継する契約上の地位

- ・本件事業に関する不動産の賃貸借契約および物品のリース契約
- ・本件事業に関する業務委託契約および請負契約
- ・本件事業に関する業務提携契約
- ・本件事業に関する保守契約およびメンテナンス契約
- ・本件事業に関する知的財産権の使用許諾契約
- ・本件事業に関する機密保持契約
- ・その他本件事業のために当社が締結し、分割期日現在において有効な契約

4. 労働契約上の権利義務

本件事業に従事する当社の従業員との雇用契約は、新会社においてこれを承継する。

5. 許認可等

本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録および届出のうち法令上承継可能なもの

以 上